

対象となる費用についての補足説明

支払日について

下記表の対象となる費用で、**婚姻日の3月前の日または、令和5年4月1日のいずれか遅い日～令和6年3月31日までの間に支払った金額かつ申請日まで**に支払いが完了しているものが対象

(例)

※5/1婚姻の場合 4/1以降に支払いをした金額が対象

※8/11婚姻の場合 5/11以降に支払いをした金額が対象

住宅費用についての注意点

★夫婦の一方が婚姻前から居住していた住居に、もう一方が同居した場合は、**婚姻を契機とした同居開始後に支払った費用のみ**を対象とする

★夫婦が婚姻前から同居していた場合、**婚姻後に支払った費用のみ**を対象とする。ただし、**契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象とする。**

支払者について

下記表の対象となる費用を、申請者(夫婦のいずれか1人)本人が契約と支払の**両方**を行った費用が対象

(例外)社宅に住んでいる場合

賃貸借契約書で借入人が勤務先であり、給与明細書等により申請者が勤務先に対し、家賃相当額を支払っていることが確認できれば可

	対象となるもの	対象とならないもの
住宅取得費用	<ul style="list-style-type: none">・町内住宅の購入費 ※建売分譲住宅等の場合、売主等に建物代を確認してください・町内に住宅建設する際に係る工事費用	<ul style="list-style-type: none">・土地購入代・住宅ローン手数料・リフォーム費・増改築費・倉庫及び車庫に係る工事費用・門、フェンス及び植栽等の外構に係る工事費用
住宅賃借費用	<ul style="list-style-type: none">・町内住宅を賃借した賃料、敷金・礼金(保証金、契約一時金等これらに類する費用を含む)、共益費および仲介手数料 ※賃料および共益費は1か月以内・賃料に駐車場の代金が含まれる場合は対象となる(契約書で駐車場代が別に明記されている場合は対象とならない)	<ul style="list-style-type: none">・駐車場代・物件の清掃代・鍵交換代・更新手数料・光熱水費・設備購入代・火災保険料・家財保険料
引越し費用	<ul style="list-style-type: none">・町内住宅に引越した際の引越し業者・運送業者に支払った費用(人件費や運搬費などのみ、オプションサービスは対象外)	<ul style="list-style-type: none">・不用品の処分費用・業者以外に依頼して引越した場合にかかった費用(友人等への謝金、レンタカー代等)